地域の権利擁護
支援体制づくり

に関するお困り事は

K-ねっと に ご相談ください

「先進事例を教えてほしい」「個別ケース対応に困っている」などの相談に対して…
K-ねっとが有する情報から取組参考情報を提供したり、専門的な知見を要する相談については、専門相談員、アドバイザーが実践に即した助言・情報提供を行います。

電話でもメールでもお気軽にどうぞ！

＜相談の流れ＞

自治体・中核機関

①相談　②助言

K-ねっと

- 専門相談員（社会福祉士）
- アドバイザー
  - 日本弁護士連合会
  - 成年後見センター・リーガルサポート
  - 日本社会福祉士会
  - 自治体職員
  - 中核機関職員
  - 都道府県社協、市区町村社協

連携

厚生労働省
成年後見制度利用促進室

＜事業概要＞

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できる地域の権利擁護支援体制づくりを進めています。
- K-ねっとは、中核機関等のみで解決できない課題に対して、二次的な相談等を受けて専門的な助言を行うなどのサポートを行っています。ご活用ください。

お問合せ・ご相談

権利擁護支援体制全国ネット：K-ねっと
（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）厚生労働省委託事業

受付時間：月～金
9時30分～17時30分

☎ 03-3580-1755　✉ k-net@shakyo.or.jp

①目的

K-ねっとの相談事業は、どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が適切に成年後見制度等を利用できるよう、全国的な体制整備を後押しすることを目的としています。

②相談対象

市区町村や中核機関、都道府県、都道府県社協の職員を主な対象としています。

③利用方法

電話もしくはメールにてご相談ください。

※メールの場合も、K-ねっとから折り返し電話で確認させていただくことがありますので、連絡先を記載してください。

※個別事例に関する相談については、専門相談員から折り返しお電話で詳細をお伺いします。（受付専用ダイヤルとは別の番号から折り返します。）

④相談対応の基本的な考え方

- 相談者が、当該地域の行政や社協、専門職（団体）、当事者団体、家庭裁判所等の関係者と連携して課題を解決していくことができるよう、相談内容をうかがって方針検討のポイントの整理をお手伝いをするとともに、他の自治体の取組等の参考情報を提供したり、必要に応じて相談先を紹介することを基本的な姿勢としています。

- 都道府県が圏域の体制整備を進めるうえで参考にできるよう、相談者の了解を得たうえで、都道府県の成年後見制度利用促進主管課や、都道府県アドバイザーに相談内容やK-ねっとからの回答内容をお伝えすることがあります。